

廿日市中学校いじめ防止等に係る基本方針

令和6年4月1日策定

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」）についての基本的な考え方や具体的な対応等と実施体制について定める。

2 いじめの定義

いじめについて、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察への通報が必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、次の視点を中心として取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

全ての生徒をいじめに向かわせることなく、自他を大切にし、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、本校教職員および関係者が一体となった次の取組を継続的に行う。

- ・教育活動全体を通じ、全生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。
- ・心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。（生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認められる、お互いの人格を尊重し合える態度など）
- ・全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己存在感をもてる学校をつくる。

(2) 生徒の主体的な活動の支援

生徒が自立して、自分たちでいじめのない学校を目指して取り組んでいく。生徒会を中心とした生徒の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

ささいな兆候であってもいじめである疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

(4) いじめの組織的な対応

いじめに関わる情報は、学校全体で共有し、「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。いじめが犯罪行為として認められる時は、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察や関係機関等と相談・連携して対処する。

(5) 地域や家庭との連携

社会全体で生徒を見守り健やかな成長を促すため、学校関係者、PTA及び地域の自治組織と連携・協働する。

4 実施体制

教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、組織的に対応する。

5 いじめ防止対策委員会のメンバー

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター

6 いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止対策委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導體制の構築
- (2) いじめ防止等に係る校内研修計画の策定・実施
- (3) いじめ防止等に係る関係機関との連携
- (4) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- (5) いじめ防止等に係る相談窓口の設置・周知
- (6) いじめ防止等に係る学校外の相談窓口の広報
- (7) 「いじめ対応マニュアル」の策定と実行管理
- (8) 重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

7 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「4」のいじめ防止対策委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための初期調査を行い、調査結果を市教育委員会に報告する。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、いじめ防止対策推進法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生徒が自殺を企図した場合等)
 - 二 いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)
- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会や「廿日市市いじめ防止対策委員会」が重大事態と判断、指摘した場合は、市教育委員会との連携し、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A 役員との連携
- (オ) 関係生徒への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校生徒への指導

※いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終えるのではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

※調査によって明らかになった事実関係について適時適切な方法で経過報告をする。

ウ 再発防止への取組

- (ア) 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- (イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化
- (ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

8 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止対策委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会において、各種アンケート（対象：生徒・保護者）、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。